

eスポーツを推進している長井市でございますので、若い人も、それから高齢者も一緒に健康増進を図りながら楽しめるeスポーツを推進していただければ大変ありがたいと思いますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

以上で私の総括質疑を終わります。ありがとうございました。

○竹田陽一委員長 ここで、暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午前 11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

○竹田陽一委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

決算総括質疑を続行いたします。

内谷邦彦委員の総括質疑

○竹田陽一委員長 順位2番、議席番号9番、内谷邦彦委員。

9番、内谷邦彦委員。

○9番 内谷邦彦委員 政新長井の内谷邦彦です。決算総括質疑をさせていただきます。

最初に、介護保険特別会計について、長寿介護・地域包括支援センター担当課長に質問いたします。

介護保険は、介護が必要な方にその費用を給付してくれる公的な社会保険で、制度の運営主体は全国の市町村と特別区、東京23区、広域連合を設置している場合は広域連合で、保険料と税金で運営されています。

サービスを受けるには、原則1割の自己負担が必要で、ただし、前年度の所得に応じて自己

負担率が2割あるいは3割になります。

保険料の支払いは、40歳になると介護保険に加入が義務づけられ、保険料を支払うことになります。40歳から64歳までの被保険者は、加入している健康保険と一緒に徴収されます。

個別の保険料の決め方は全国健康保険協会、市町村国保、各健康保険組合によって異なります。協会けんぽや職場の健保、共済組合の医療保険に加入している方は、給与に介護保険率を掛けて算出され、事業主がその半分を負担します。

介護保険料率は、健康保険の各保険者、都道府県単位のけんぽ協会、各健康保険組合によって異なります。さらに、医療保険と同じように、被扶養配偶者は納める必要がありません。国民健康保険に加入している方の場合は、所得割と均等割、平等割、資産割の4つを自治体の財政により各自に組み合わせて計算され、介護保険料率も異なります。

所得割は、世帯ごとに被保険者の前年の所得に応じて算出されます。65歳以上の被保険者は、原則として、年金からの天引きで市町村が徴収します。しかし、介護設備の設備状況や要介護者の人数など、自治体によって様々なので、自治体ごとによっては負担が大きくなり過ぎないように、また、低所得者の保険料軽減のために国の調整交付金が使われています。

最初に、介護保険料現年度分特別徴収保険料で収入未済額がマイナス12万4,600円となっており、説明文では還付未済額となっていますが、これは評定額より多く納入されたということなのか、また、このようなことは通常起き得ることか、原因は分かっているのか、決算書では人数は書いてないが、1名分と考えていいのか伺います。

○竹田陽一委員長 渡部和喜子長寿介護・地域包括支援センター担当課長。

○渡部和喜子福祉あんしん課長寿介護・地域包括

支援センター担当課長 介護保険特別会計（第1号）、被保険者保険料についてのご質問の賦課徴収の部分につきましては、税務課に確認した点についてお答えをいたします。現年度分特別徴収保険料の収入未済額の内容としまして、被保険者の年度途中の死亡により保険料を減額更正したため、過納となりました。通常、過納分は還付いたしますが、還付未済となりました原因として、3点ございます。

1つ目は、特別徴収の死亡者の場合で、年金機構で年金精算を行った後に保険料の還付を行います。年金機構から出納閉鎖まで回答が来ていない方が7人おります。2つ目は、被保険者の相続手続が未完了、または相続人が不在の場合で、こちらは7人です。3つ目として、相続人に文書、電話、訪問をしても連絡が取れない場合で、こちらは6人。合計で、還付未済の人数は20人です。

○**竹田陽一委員長** 9番、内谷邦彦委員。

○**9番 内谷邦彦委員** 決算申告期限の5月末までに還付できなかった金額とした場合に、既に還付された金額及び人数について、事例があれば教えてください。

あと、還付方法について、どのような方法で還付するのも併せてお伺いします。

○**竹田陽一委員長** 渡部和喜子長寿介護・地域包括支援センター担当課長。

○**渡部和喜子福祉あんしん課長** 令和5年度の還付未済額のうち、既に還付された金額は8万3,400円で、8名の方に還付しております。

また、還付方法は、口座振替のみでございます。

○**竹田陽一委員長** 9番、内谷邦彦委員。

○**9番 内谷邦彦委員** あと次に、現年度分普通徴収保険料は、納付通知書によって銀行などの窓口やコンビニエンスで納付もしくは口座振替等をしていただいた金額ですが、収入未済額が

84万9,400円となっております。人数及び納入できなかった理由について調査されているのか、また、今回納入できなかった方について、連続して納入されていない方がいるのかどうかを伺います。

○**竹田陽一委員長** 渡部和喜子長寿介護・地域包括支援センター担当課長。

○**渡部和喜子福祉あんしん課長** 令和5年度普通徴収で、保険料に未納がある方は32人です。納付できなかった理由について、特別な調査はしていませんが、納税相談を行った際には個別に聞き取りをしております。

また、令和4年と令和5年度分で、連続して納付していない方は8人です。

○**竹田陽一委員長** 9番、内谷邦彦委員。

○**9番 内谷邦彦委員** 分かりました。

あと次に、滞納繰越分普通徴収保険料で調定額が235万9,050円となっておりますけども、この金額の詳細について、納入されていない方の人数及び最大の金額とその理由など、分かれば教えてください。

○**竹田陽一委員長** 渡部和喜子長寿介護・地域包括支援センター担当課長。

○**渡部和喜子福祉あんしん課長** 令和5年度の滞納繰越分普通徴収保険料に未納のある方は60人で、最大金額は15万4,800円です。納付できない理由として、低所得など経済的な理由、納税意識の希薄などがございます。

○**竹田陽一委員長** 9番、内谷邦彦委員。

○**9番 内谷邦彦委員** 次に、その収入済額46万5,539円というのは、何名の方が納入されたのか伺います。

○**竹田陽一委員長** 渡部和喜子長寿介護・地域包括支援センター担当課長。

○**渡部和喜子福祉あんしん課長** 令和5年度の滞納繰越

分普通徴収保険料の納付者は29人です。

○竹田陽一委員長 9番、内谷邦彦委員。

○9番 内谷邦彦委員 あと、令和5年度の不納欠損額85万5,300円について伺います。対象者は何名で、この中で保険料の納付期限から2年滞納すると時効となっていますが、時効となった方は何名で、金額は幾らなのか伺います。

○竹田陽一委員長 渡部和喜子長寿介護・地域包括支援センター担当課長。

○渡部和喜子福祉あんしん課長寿介護・地域包括支援センター担当課長 令和5年度の不納欠損の対象者は24人で、全て時効によるものため、金額は85万5,300円となります。

○竹田陽一委員長 9番、内谷邦彦委員。

○9番 内谷邦彦委員 あと、その納付期限から20日以降にその催促状が送られて、その後、電話や訪問によって納入を促していると考えますけども、本市の対応はどのようになっているのか、通常業務の範囲で行っていることを伺います。

また、分割の納入などについて、可能なのかどうかも伺います。

○竹田陽一委員長 渡部和喜子長寿介護・地域包括支援センター担当課長。

○渡部和喜子福祉あんしん課長寿介護・地域包括支援センター担当課長 納付期限が過ぎた方への本市の対応としましては、督促状送付後に電話、催告書送付による催告を行いまして、納付相談の上、納付していただいております。その際、分納の希望がある方には、納付書、来庁による納付など、その方に合わせて対応しております。

また、再三の催告にもかかわらず応答がない方には、滞納処分に移行しております。

○竹田陽一委員長 9番、内谷邦彦委員。

○9番 内谷邦彦委員 あと、不納欠損額の中には無財産・無資力、生活困窮、居どころ・財産不明、その他、住んでいる場所は判明している

けども生活実態が不明である状態のほか相続放棄されてる状態などの理由があると思いますが、どのような割合なのか、個人情報保護の問題もありますので、開示できる範囲で結構ですので教えてください。

○竹田陽一委員長 渡部和喜子長寿介護・地域包括支援センター担当課長。

○渡部和喜子福祉あんしん課長寿介護・地域包括支援センター担当課長 不納欠損の対象者24人のうち、無財産が22人、生活困窮が1人、本人は亡くなっており、納税管理人となる相続人が県外在住のため、生活実態が不明である方が1人です。

○竹田陽一委員長 9番、内谷邦彦委員。

○9番 内谷邦彦委員 あと次に、その介護保険料が免除される条件として、国内に住所がない海外居住者、適用除外施設に入居している方、あと専業主婦を含めた被扶養者、生活保護を受給している方などがありますけども、本市での対象者は何名で、その割合をお伺いいたします。

○竹田陽一委員長 渡部和喜子長寿介護・地域包括支援センター担当課長。

○渡部和喜子福祉あんしん課長寿介護・地域包括支援センター担当課長 長井市介護保険条例には、保険料の減額と減免がございます。減額としては、低所得による保険料軽減措置があり、令和5年度の保険料減額の対象である方は延べ2,423人です。

また、減免としては、第1号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する者が災害により著しい損害を受けたときや、死亡、障害による長期入院、事業の休止・廃止、失業などにより、主となる生計者の収入が著しく減少した場合を対象としており、令和5年度は、東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定された、警戒区域等の被保険者の方が2人おります。

○竹田陽一委員長 9番、内谷邦彦委員。

○9番 内谷邦彦委員 介護保険料滞納繰越者普通徴収料の納付については、様々な事情があることで納付が難しい状況の方も多くおられると思いますけども、どのような方も利用することとなる可能性のあるものですから、皆正しく納入しなければ成り立たないということも十分理解されていると思います。滞納された方の理由を確認し、滞納することによるデメリットなども十分に説明していただきながら、不納欠損額が発生しないよう納付を促していただきたいと思っております。

○竹田陽一委員長 渡部和喜子長寿介護・地域包括支援センター担当課長。

○渡部和喜子福祉あんしん課長寿介護・地域包括支援センター担当課長 今、委員からいただいたとおり、まず、保険料を納めていただく方々には、今、委員からありましたとおり、丁寧に説明いたしまして、そして、もし保険料の納付が難しいという方には、またその方たちにも丁寧に個別に相談に乗らせていただきながら対応していきたいと考えております。

○竹田陽一委員長 9番、内谷邦彦委員。

○9番 内谷邦彦委員 よろしくお願ひします。

次に、市民課長に伺います。国民健康保険は、医療に関する保険で、その市町村に住む75歳未満の自営業者、自由業者、農林漁業者などを対象として、原則として世帯主が被保険者を代表します。保険料は世帯割、均等割、所得割などから計算され、住んでいる自治体によって保険料は異なるとなっています。

医療給付分現年課税分収入未済額が504万9,719円、後期高齢者支援金分現年課税分収入未済額が184万1,983円、介護納付金分現年課税分収入未済額103万7,789円は何名分で、未済額の最高額は幾らになっているのかをお伺ひします。

○竹田陽一委員長 逸見睦子市民課長。

○逸見睦子市民課長 まず初めに、今回のご質問で国民健康保険税の賦課徴収に係る部分につき

ましては、税務課に確認した点についてお答えさせていただきますのでご了承ください。

国民健康保険税につきましては、75歳未満の方全員に該当する医療給付費分と後期高齢者支援金分、そして40歳以上75歳未満の方に該当する介護納付金分の3つの区分で構成されています。令和5年度末で現年課税分の国民健康保険税が未納となっている方で、医療給付費分と後期高齢者支援金分は116名、介護納付金分は66名になります。

また、収入未済の最高額は53万2,400円です。

○竹田陽一委員長 9番、内谷邦彦委員。

○9番 内谷邦彦委員 次に、医療給付分滞納繰越分収入未済額1,237万7,890円について、何年分で、未済額の最高額は幾らになっているのかお伺ひします。

○竹田陽一委員長 逸見睦子市民課長。

○逸見睦子市民課長 医療給付費分滞納繰越分は121名で、最高額は105万9,590円です。

○竹田陽一委員長 9番、内谷邦彦委員。

○9番 内谷邦彦委員 あと、同様に、後期高齢者支援金分滞納繰越分収入未済額421万6,579円は何名分で、未済額の最高額を教えてください。

○竹田陽一委員長 逸見睦子市民課長。

○逸見睦子市民課長 後期高齢者支援金分滞納繰越分も121名で、最高額は29万9,731円です。

○竹田陽一委員長 9番、内谷邦彦委員。

○9番 内谷邦彦委員 あと同様に、介護納付金分滞納繰越分は収入未済額247万4,693円、これも人数と未済額の最高額を教えてください。

○竹田陽一委員長 逸見睦子市民課長。

○逸見睦子市民課長 介護納付金分滞納繰越分は69名で、最高額は23万6,379円です。

○竹田陽一委員長 9番、内谷邦彦委員。

○9番 内谷邦彦委員 あと、医療給付分現年課税分、後期高齢者支援金分現年課税分、介護納付金現年課税分の令和5年度分で滞納されている方で、令和4年度から滞納されている方は何

名いらっしゃるのかを教えてください。

○竹田陽一委員長 逸見睦子市民課長。

○逸見睦子市民課長 令和4年度から滞納されている方は33名です。

○竹田陽一委員長 9番、内谷邦彦委員。

○9番 内谷邦彦委員 あと、医療給付分現年課税分、後期高齢者支援金分現年課税分、介護納付金分現年課税分の不納欠損額がそれぞれ241万2,496円、68万7,317円、26万5,553円について、時効となった方は何名で、最高金額は幾らなのかを教えてください。

○竹田陽一委員長 逸見睦子市民課長。

○逸見睦子市民課長 このたび不納欠損の対象となった方は41名で、最高金額は33万1,700円となっています。

○竹田陽一委員長 9番、内谷邦彦委員。

○9番 内谷邦彦委員 不納欠損額の中には無財産・無資力、生活困窮、居どころ・財産不明、その他、住んでいる場所は判明しているが生活実態が不明である状態、あとは相続放棄されている状態などの理由があると思いますけども、どのような割合になっているのか、開示できる範囲で教えてください。

○竹田陽一委員長 逸見睦子市民課長。

○逸見睦子市民課長 このたび不納欠損となった41名の方の理由としましては、無財産が32名、生活困窮が8名、相続放棄が1名となっております。

○竹田陽一委員長 9番、内谷邦彦委員。

○9番 内谷邦彦委員 あと、先ほども介護保険のほうで聞きましたけども、納付期限から20日以降で催促状で、その後電話や訪問などで納入を促していると。本市の対応について、どのようになっているのかと、同じく分割納入についても教えてください。

○竹田陽一委員長 逸見睦子市民課長。

○逸見睦子市民課長 まず、督促状送付後に電話の催告や催告書の送付などを行いまして、応答

があった方につきましては納付相談を実施し、分納を希望される方には毎月納付書の送付や来庁にて納付をしていただいております。

また、再三の催告にもかかわらず応答のなかった方については、滞納処分に移行しております。

○竹田陽一委員長 9番、内谷邦彦委員。

○9番 内谷邦彦委員 滞納者で特別な事情がない1年未満の滞納の場合は、有効期限が6カ月などの短期保険証に切り替わります。1年以上の滞納が続く場合には資格証明書に替わりますけども、この場合、窓口で医療費を10割負担で支払った後、申請することで負担額を差し引いてもらうこととなりますが、本市での短期保険証、資格証明書などが発行されている対象は何名なのかを教えてください。

○竹田陽一委員長 逸見睦子市民課長。

○逸見睦子市民課長 令和5年度末時点で短期被保険者証を発行している方は48名、資格証明書を発行している方は20名です。

○竹田陽一委員長 9番、内谷邦彦委員。

○9番 内谷邦彦委員 あと、その滞納者で1年6カ月以上滞納が続く場合には、特別療養費や高額医療費の支払いも全部または一部停止されるので、全額自己負担になってしまい健康保険の恩恵が受けられなくなってしまいますけども、こういったこととなっている対象者というのはいらっしゃるんでしょうか。

○竹田陽一委員長 逸見睦子市民課長。

○逸見睦子市民課長 保険給付の全部または一部の支払いを停止している方はおりません。

○竹田陽一委員長 9番、内谷邦彦委員。

○9番 内谷邦彦委員 国民健康保険で保険料の支払いが困難な事情がある場合は、軽減または減免になる制度が用意されています。所得が基準を下回る場合や所得が一定の基準を下回る方に関しては保険料が軽減される制度があり、この制度は、所得申告があれば、確定申告や年末

調整などで特別な手続をしなくても適用されると。また、子育て世帯の経済的負担を軽減するために、国民健康保険に加入している世帯の未就学の子どもは均等割額が一部減額されていると。年齢に応じて減額されるため、申請は不要になっていると。また、65歳未満で解雇など、自発的でない理由で離職された際などに保険料が軽減される制度がありますけども、このような制度を利用されてる方は本市にいらっしゃるのかどうかを教えてください。

○竹田陽一委員長 逸見睦子市民課長。

○逸見睦子市民課長 それでは、軽減等の制度の対象となった方について、令和5年度末時点の人数を、それぞれの制度別にお答えいたします。まず、所得に応じた軽減につきましては、7割軽減が1,222名、5割軽減が913名、2割軽減が667名です。

あと、世帯員が後期高齢者医療保険へ移行したことによりまして国民健康保険者が1人になった世帯への軽減が331名です。

あと、未就学児に対する軽減は75名です。

それと、社会保険等の加入者が後期高齢者医療保険へ移行したことにより、その方の被扶養者であった65歳から74歳の方が国民健康保険に加入した場合の減免が27名です。

あと、倒産や解雇等により離職した65歳未満の方が国民健康保険に加入した場合の軽減が26名となっております。

○竹田陽一委員長 9番、内谷邦彦委員。

○9番 内谷邦彦委員 自分が考えている想像よりもかなり多い方が軽減を受けられてるということにびっくりしました。

国民健康保険料の滞納繰越者普通徴収保険料の納付については、様々な事情があることで納付が難しい状況の方も多くおられると思います。どのような方もこの保険に関しては使われる、使う可能性というか、実際問題使うものだろうと思ってますので、正しく納入しなければ成り

立たないということも、滞納者の方でも十分理解されていると考えますが、その滞納された方の理由を確認していただいて、滞納することによるデメリットというものを十分に説明しながら、不納欠損額が発生しないように納付を促していただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○竹田陽一委員長 逸見睦子市民課長。

○逸見睦子市民課長 ただいま委員がおっしゃられたとおり、保険料の納付されてる方との負担の公平もございますので、丁寧に説明しながら対応していきたいと思っております。

○竹田陽一委員長 9番、内谷邦彦委員。

○9番 内谷邦彦委員 よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

浅野敏明委員の総括質疑

○竹田陽一委員長 次に、順位3番、議席番号11番、浅野敏明委員。

11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 3番目になります、共創長井の浅野敏明です、どうぞよろしくお願い致します。2つの項目の質問をいたしますのでよろしくお願い致します。

1番目の質問は、入札及び契約に係る情報公表について質問します。

公共工事の入札及び契約の適正化を目的として、平成13年度から施行されている公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、以下、入札契約適正化法と呼びます、においては、透明性の確保、競争性の向上、不正行為の排除の徹底、適正な施工の確保をそれぞれ推進することとされ、情報の公表を適切に行うことが義務づけられています。入札契約適正化法では、